

海老名市議会議員 山口良樹様

お世話になっております。第一法規株式会社の〇〇でございます。  
先日いただきました標記書籍の内容に関するお問い合わせにつきまして、  
編著者である大阪弁護士会からご回答をいただきましたのでご連絡を差し上げ  
ました。長文にわたりますので、恐れ入りますが、まずはメールにてご回答さ  
せていただきます。

以下、大阪弁護士会からの文面を転送したものとなります。

この度は、当研究会発行の「地方公務員のための債権管理・回収実務マニユアル」以下「実務マニユアル」といいます。）についてお問い合わせいただき、  
ありがとうございます。

さて、今般お尋ねいただきました、実務マニユアル120頁以下の記載に対す  
るお問い合わせの件ですが、当研究会で検討した結果、回答を差し控えさせて  
いただくこととなりました。理由は以下のとおりです。

実務マニユアルは、当研究会がヒアリングを行ったA市の条例を紹介のうえ、  
当該条例をモデルケースとして、市債権の管理及び回収にあたっての理想像  
をご提案するものです（マニユアル「はしがき」viiページ参照）。

条例の内容は各自治体によって異なるものであり、実務マニユアル120頁以  
下の記載は、あくまでA市都計受益負担条例の記載内容を前提に、消滅時効の  
起算点に対する見解を述べたものです。

したがって、他の自治体における解釈は、当該自治体の条例の定め等を踏  
まえ、議論すべき問題と思われまます。今般のお問い合わせに関しては、当研究  
会より出版社を通じ基礎事情のご照会をさせていただきました。

その際にご紹介いただきましたレポート等を拝見しましたところ、今般のお問  
い合わせは、海老名市で現に生じている時効の起算点に関する具体的な紛争な  
いし問題に関わるものであることが判明いたしました。

照会結果を受けて、当研究会で再度検討いたしました結果、当研究会の立場に  
おいて、現に生じている具体的な紛争ないし問題に、特定の意見を申し述べる  
のは適当ではないとの結論に至りましたので、頭書のとおり、回答を差し控え  
させていただきますたく存じます。ご要望に沿うことができず誠に申し訳ございま  
せんが、悪しからずご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

第一法規株式会社 出版編集局 編集第二部